

きららにじぐみ
(児童発達支援・放課後等デイサービス)
自己評価結果について

児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所においては、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)の改正により、事業所は自己評価結果等の公表が義務付けられています。

つきましては、保護者等による事業所評価と職員による事業所の支援の評価を踏まえ、事業所全体としての評価結果をまとめ、改善を図っていきます。

保護者等にご記入いただいた評価表の提出方法

提出用の封筒に入れ、
きららおひさまこども園 意見箱(きららおひさまこども園玄関)
きららにじぐみ 評価表回収箱(きららにじぐみ玄関)
きららおひさまこども園事務室に提出

配布・回収期間

令和 3 年 1 月 29 日(金) ～ 令和 3 年 2 月 12 日(金)

対象者・回収状況

	きららにじぐみ
児童発達支援 (保護者)	22 名 18 名提出(81.8%)
放課後等デイ (保護者)	11 名 9 名提出(81.8%)
児童発達支援 (職員)	6 名 6 名提出(100%)
放課後等デイ (職員)	6 名 6 名提出(100%)

※()内は、回収率

評価結果表

別紙資料のとおり(きららにじぐみ)

- 保護者等向け・児童発達支援評価表
- 保護者等向け・放課後等デイサービス評価表
- 事業所職員向け・児童発達支援評価
- 事業所職員向け・放課後等デイ評価

評価から見える課題と対応

<児童発達支援>

◎職員の配置数や専門性は適切であるか、との評価について

職員の配置数について、基準上では十分満たしています。が、ST（言語指導）の要望があがっています。STの配置はありますが、指導の中が保護者に見えにくいことが課題だと考えています。日々の連絡帳では活動の内容は伝えていますが、連絡帳だけでは不十分さがあると思われます。もどのようにしたらわかりやすくなるのか、保護者の方々と職員との関係性作りを図っていけるよう検討していきます。また、職員の変更等は速やかにお知らせしていきます。

◎保護者に対して家族支援プログラムが行われているか、について

当事業所は、母子通園という形式をとっておらず、ペアレントトレーニング等を行っておりません。しかし、「子どもとどのように関わったらいいのか」と相談をいただく機会も少なくはありません。そのため、面談の機会を設け、必要な資料をお渡ししたり、ご家庭で協力していただけることなどの話を通して、家族支援を行っています。また、併設しているきららおひさまこども園の中には「利用者支援事業」を行っている為、子育て全般に対する相談が可能となっています。

<放課後等デイサービス>

◎放課後児童クラブや児童館との交流や、障害のない子どもと活動する機会があるか、について

今年度は、新型コロナウイルス感染症予防の為、こども園との交流は行ってきませんでした。放課後等デイサービスのお子さんは支援学校の在籍が多く、地域の交流の機会も少ないと感じています。「子どもたちの中で、様々な経験をしてほしい」というご意見をいただいています。そのご意見をどのような形でできるのか、検討をしたいと考えています。

社会福祉法人吉田福祉会
児童発達支援・放課後等デイサービス
きららにじぐみ 担当：落合美里